

生田哲郎◎弁護士・弁理士／中所昌司◎弁護士・弁理士

部分意匠の意匠権侵害が認められた事例

[大阪地方裁判所 平成25年9月26日判決 平成23年(ワ)第14336号]

1. 事件の概要

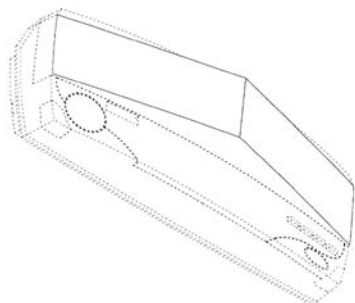
(1) 本件について

本件は、被告が原告の登録意匠（第1375128号、第1375129号、いずれも部分意匠）に類似する意匠を備える遊技機用表示灯を製造販売等しているとして、原告が被告に対し、差し止めと損害賠償を請求した事案です。

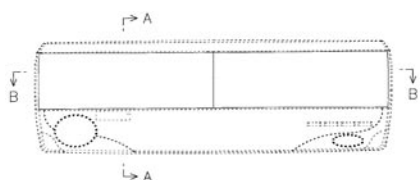
(2) 本件意匠部分1

本件意匠権1に係る登録意匠（以下、本件意匠部分1）は【図1】の実線部分で、意匠に係る物品は遊技機用表示灯でした。

【図1】
本件意匠部分1の斜視図



本件意匠部分1の正面図



(3) 本件意匠部分2

本件意匠権2に係る登録意匠（以下、本件意匠部分2）は【図2】の実線部分で、意匠に係る物品は遊技機用表示灯でした。

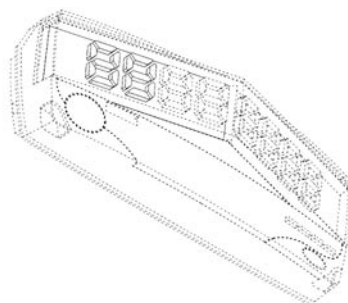
(4) 被告製品

被告製品の形態は、【図3】のとおりでした。

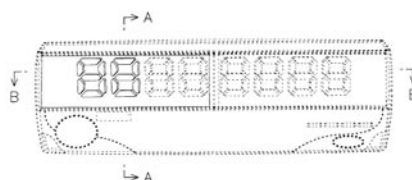
(5) 乙7意匠

乙7文献は、本件意匠権1、2に係る出願の10年以上前に公開された公開特許公報であり、「遊技用表示装置」の発明に関するものです。

【図2】
本件意匠部分2の斜視図

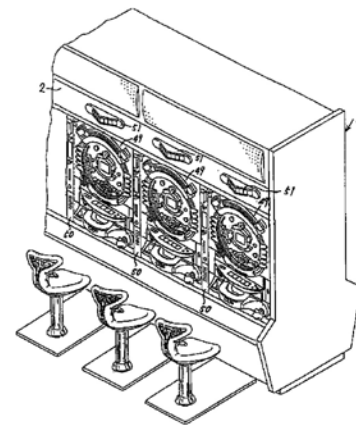


本件意匠部分2の正面図

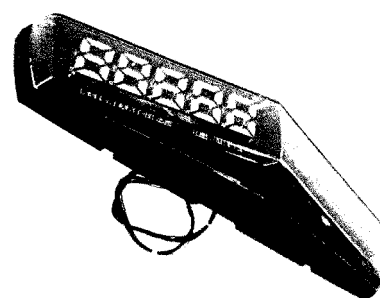


乙7文献には、以下の遊技用表示装置のアナログ表示部51に係る意匠（以下、乙7意匠）が開示されていました。

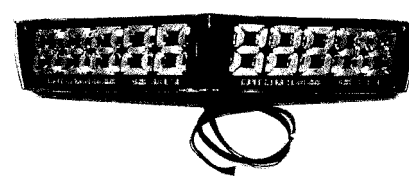
【乙7の図1：遊技機設置島1に設けられた遊技機49と、これに対応して設けられたアナログ表示部51の全体構成図】



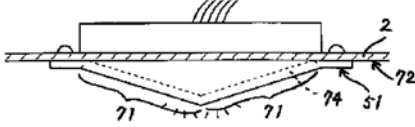
【図3】
被告製品の斜視図



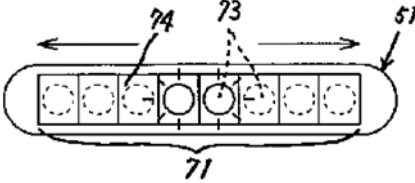
被告製品の正面図



【乙7の図5：アナログ表示部51の断面図】



【乙7の図6：アナログ表示部51の正面図】



2. 争点

(1) 本件意匠権1の侵害の有無

ア 被告意匠部分1は本件意匠部分1に類似するか（争点1-1）

イ 本件意匠部分1の登録は創作容易なため無効にされるべきか（争点1-2）

(2) 本件意匠権2の侵害の有無

ア 被告意匠部分2は本件意匠部分2に類似するか（争点2-1）

イ 本件意匠部分2の登録は創作容易なため無効にされるべきか（争点2-2）

(3) 原告の損害（争点3）

3. 裁判所の判断

(1) 争点1-2について

ア. 本件意匠部分1

裁判所は、本件意匠部分1の形態がおむね以下のとおりであるとし、

- A 1 正面視が略横長長方形で、中央を縦方向の稜線として、その左右面が平面視で偏平した略倒「く」の字状に背面側へ傾斜している。
- B 1 正面の略横長長方形の縦横比率が約1：6である。
- C 1 平面視で偏平した「く」の字状の開き角度が約150°である。

D 1 側面視で前屈みに傾斜している。

E 1 透明である。

イ. 創作容易性の判断

そして、裁判所は、「本件意匠部分1の構成態様A 1は、乙7意匠の表示面71の形態として公然知られていたもの」であるとし、B 1～E 1の構成にも創作性がないとしました。また、本件意匠部分1の位置、大きさ、範囲にも、創作性がないとしました。

さらに、本件意匠部分1の形態は、「公然知られた意匠である乙7意匠に基づき、当業者が容易に創作することができた」ものであるから、登録無効にされるべきものであると判断しました。

ウ. 関連事件の審決および判決

なお、本件意匠権1に係る無効審判（無効2012-880004号事件）の審決およびその審決取消訴訟[平成24年（行ケ）第10449号事件]の判決においても、おおむね同様の判断がなされました。

(2) 争点2-2について

ア. 本件意匠部分2

裁判所は、本件意匠部分2の形態がおむね以下のとおりであるとし、

- A 2 正面視が略横長長方形で、平面視で右辺から左辺に背面側へ傾斜している。
- B 2 正面の略横長長方形の縦横比率が約1：3である。
- C 2 平面視で右辺から左辺に傾斜する角度が前後方向の直線に対して約75°である。
- D 2 側面視で前屈みに傾斜している。
- E 2 正面視で左寄り部分に、7個の

セグメントが略8の字状に2個横並びで突出して配置され、周囲の6個のセグメントは略横長台形状で、残りの1個のセグメントは略横長六角形状である。

イ. 創作容易性の判断

そして裁判所は、本件意匠部分2の形態のうち構成態様A 2～D 2は、乙7意匠に基づき、容易に創作することができたといえるものの、略8の字状のセグメントを突出させることは、ありふれた手法とはいえず、乙7意匠の表示面71に配置されたランプ73を構成態様E 2の態様に置換することについて、その容易性を認めることはできないとしました。

そして、裁判所は、本件意匠部分2は、登録無効にされるべきものとはいえないと判断しました。

(3) 争点2-1について

ア. 意匠に係る物品について

裁判所は、被告製品は、本件意匠部分2に係る物品と類似することは明らかであると認定しました。

イ. 本件意匠部分2の構成態様

裁判所は、本件意匠部分2の構成態様として、前記A 2～E 2の他、さらに詳細な特定として、以下を付加しました。

- F 2 正面視で上下辺及び左右辺はいずれも直線で、向かいの辺と長さが等しく、かつ、平行で、四隅の角度は全て略直角である。

ウ. 本件意匠部分2の要部

裁判所は、まず、本件意匠部分2に係る物品である遊技機用表示灯は、パ

チンコ店等の事業主によって購入されるものであるから、意匠の類否判断における「需要者」(意匠法24条2項)は、パチンコ店等の事業主であるとししました。

そして、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、構成態様A2、C2、E2を組み合わせた態様を、需要者の注意を惹き付ける部分であって、本件意匠部分2の要部であると認定しました。

エ. 被告意匠部分2の構成

次に、裁判所は、前記構成態様A2～F2に対応させて、被告意匠部分2の構成a2～f2を認定しました。

オ. 類否

そして、裁判所は、本件意匠部分2と被告意匠部分2は、平面視での傾斜角度および正面視での縦横比率等に若干の違いはあるものの、要部において、その態様を共通にするとし、両意匠は類似すると判断しました。

なお、被告意匠部分2は、左右辺が上下辺と直角に交わらず(右上角は円弧を描いている)、若干左寄りに傾いており、上辺が下辺よりもやや長く、また、左辺が左側に若干膨らむ凸弧状でしたが、この点で、四隅がすべて略直角で、左辺も直線である本件意匠部分2との差違がありました。

しかし、要部に係る差違ではないうえ、その範囲および差違の程度からしても、共通点に埋没する程度の違いでしかなく、美感を異にさせるようなものではないと判断されました。

また、部分意匠の類否判断にあたって

は、その形態のみでなく、部分意匠に係る部分の物品全体における位置、大きさおよび範囲も参酌すべきですが、この点の違いについても、美感を異にさせるほどのものではないと判断されました。

カ. 小括

裁判所は、「本件意匠部分2の登録は無効にされるべきではなく、被告意匠部分2は本件意匠部分2に類似するから、被告製品の製造販売等は、本件意匠権2の侵害となる」と判断しました。

(4) 争点3について

裁判所は、意匠法39条1項を適用して損害額を算定するにあたって、寄与度減額等として、85%を控除しました。

当該控除割合の根拠としては、主に以下が考慮されました。

- ・構成態様A2およびC2は公然知られた形態をありふれた手法で若干変更したにとどまること
- ・本件意匠部分2は正面視で左側部分のみの部分意匠であること
- ・原告製品の広告宣伝において、本件意匠部分2に係る部分とは異なるスイッチ部や液晶のデータ表示部の機能なども強調されており、意匠のみを差別化要因とする製品ではないこと
- ・被告製品は、被告の販売する呼び出しランプが遊技機に接続されていることを前提として設置される付属品

であるため、他の機器を前提とすることなく遊技機と接続可能な呼び出しランプである原告製品との違いがあり、被告製品3996台の販売がなかったとしても、原告製品の販売が同台数増加することまではなかったといえること

4. 考察

(1) 本件では、意匠権者である原告としては、物品の意匠のうち、特徴的な部分について部分意匠登録を得ていたため、権利行使することができました[ただし、本稿執筆時点(2013年12月)では、判決は確定していないようです]。

仮に、原告が全体意匠について登録を受けていたら、被告製品は、登録意匠とは非類似とされて、非侵害と判断された可能性もあると思われます。

本件のように、権利を有効に活用できる場合もありますので、物品の一部について特徴的な意匠を創作した場合には、部分意匠制度の積極的な活用も検討すべきでしょう。

(2) また、意匠権に係る意匠と被告意匠との類否判断において、需要者の注意を惹き付ける部分である要部の認定は非常に重要です。しかし、この認定は容易ではない場合も多いので、今後も判例に注意していくことが必要でしょう。

いくた てつお

1972年東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。82年弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

ちゅうしょ まさし

2003年東京大学大学院修士課程修了(物性物理学を専攻)。技術者として電子部品メーカーに入社。2007年旧司法試験合格。2012年弁理士試験合格。同年カリフォルニア州司法試験合格。TOEIC990点。